

Harmony

第3号

あらゆる暴力から 女性を守ろう

男女共同参画社会の実現のために、男女平等・対等な関係が必要であり、配偶者などを暴力によって支配しようとするドメスティック・バイオレンス(DV)をなくさなければなりません。

また、恋人からの暴力(デートDV)・

ストーカー被害・いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、JKビジネス問題など女性に対する暴力をなくすことも求められています。

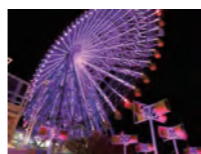
ドメスティック・バイオレンス(DV)夫婦など、親密な関係にある(あった)者から、繰り返し振られる暴力のこと。その形態は身体的暴力のみならず、精神的な攻撃を含み、さまざまな形の暴力があります。

デートDV

恋人など親密な関係で起こるものなので、その行為が暴力だと気づかない人が多くいます。

暴力に気付いたとしても、「自分が悪いんだから」「相手の仕返しに怖いから」「やさしいときもあるし」「など」と思い、一人で問題を抱え込んでしまいがちです。

その間に暴力がエスカレートしてしまふこともあります。相手の言葉や行動を「こわい」と感じたら誰かに相談してみましょう。



大阪府では、昨年11月12日に、天保山大観覧車や通天閣などの施設を女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープル(紫色)にライトアップしました。

男女共同参画週間

6月23日～29日

「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

〔内閣府 平成30年度男女共同参画週間 キャンパッチフレーズ〕

国では、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に対する理解を深めるため男女共同参画週間を定めています。性別にかかわらず、互いを尊重しつつ、対等な立場でさまざまな分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会に向け啓発活動を行います。

男女共同参画週間記念のつどい

時 6月16日(土)午後2時

場 市役所1階南エリア103・104

テーマ「男女が共に介護を担う時代」

～ケアする/ケアされるということ～

講師 津止正敏氏(立命館大学教授)

備 手話通訳・要約筆記あり

保 6月12日(火)までに要予約(0歳～就学前)

申 問人権室

TEL 06・6992・1512



ストーカー被害

つきまといなどによる、個人の身体、自由および名誉に対する危害の発生を防止し、繰り返すストーカー行為者に警告を与えたり、禁止命令等や捜査検査ができるように法律がつけられました。

▽つきまといなどは

つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うろつき

監視していると告げる行為
面会や交際の要求
乱暴な言動
無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNSなど
汚物などの送付
名誉を傷つける
性的しゅう恥心の侵害

JKビジネス問題

女子高校生(JK)が「一緒にお茶するだけ」「写真撮るだけ」のバイトと説明を受けておきながら、性的な行動やアダルトビデオ出演を強要される被害が増えています。

ひとりで悩まずに相談しましょう。



相談窓口

問 守口警察署

TEL 06-6994-1234

警察相談専用電話

TEL #9110

問 人権室

TEL 06-6992-1512

問 大阪府女性相談センター

TEL 06-6949-6022、

06-6946-7890

(9:00~20:00祝日、年末年始を除く)

TEL 06-6946-7890

(上記以外の時間)



女性のための悩み相談

女性問題専門心理カウンセラーによる女性のための悩み相談を実施

場 守口市役所

時 第1~第4火曜日午後1時、午後2時、午後3時(1回50分)

備 前日までに要予約(祝日・年末年始を除く)

予 問 人権室

TEL 06-6992-1512



内閣府男女共同参画局 女性に対する暴力をなくす運動の
描きおろし漫画

© 西原理恵子

ここにでんわ
DV相談ナビ 0570-0-55210

女性に対する暴力の根絶サイト

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html

女性暴力 検索